

1 第186回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第186回国会(常会)は、1月24日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月22日までの150日間であった。

(院の構成)

参議院では、1月24日の召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、常任委員長(内閣、経済産業)の辞任及び選挙並びに8特別委員会(災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興、原子力問題)の設置が行われた。

衆議院では、同じく召集日当日の本会議で、10特別委員会(災害対策、倫理選挙、沖縄北方、青少年、海賊・テロ、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力)が設置された。

(政府4演説)

召集日当日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び甘利国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑(代表質問)が、衆議院で1月28日及び29日、参議院で同29日及び30日にそれぞれ行われた。

(平成二十五年度補正予算)

1月24日、経済対策等の実施経費の追加等を内容とする平成二十五年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、2月4日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、2月5日から予算委員会での質疑が行われた。同委員会は、翌6日に質疑を終局し、同補正予算を可決した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した(衆参での審査等の概要は、後述2(1)参照)。

(平成二十六年総予算)

平成二十六年総予算は、平成二十五年度補正予算と同じく1月24日に提出された。

同総予算は、衆議院では、2月28日に予算委員会及び本会議でそれぞれ原案どおり可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月3日より予算委員会において同総予算の質疑が行われた。3月20日、同委員会での質疑を終局した後、維新が提出した修正案を否決し、原案を可決した。

同日の本会議においても、同総予算は原案どおり可決され、成立した(衆参での審査等の概要は、後述2(2)参照)。

2 予算・決算

(1) 平成二十五年度補正予算

平成二十五年度補正予算3案は、平成二十六年度総予算3案とともに、1月24日に衆議院に提出され、同30日に衆参の予算委員会にてそれぞれ趣旨説明を聴取した。その後、衆議院では、予算委員会にて翌31日から質疑を行った。2月4日の質疑終局後、みんなより提出された編成替動議の趣旨弁明を聴取し、補正予算3案及び動議に対して討論及び採決を行ったところ、同動議を否決し、補正予算3案を可決した。

同日の本会議では、討論及び採決の結果、補正予算3案を可決し、参議院に送付した。

参議院では、予算委員会にて、2月5日に総括質疑を、翌6日に総括質疑及び締めくくり質疑を行った。6日の締めくくり質疑終局後、討論及び採決の結果、補正予算3案を可決した。

同日の本会議においても、討論及び採決の結果、補正予算3案を可決し、同3案は成立した。

(2) 平成二十六年度総予算

平成二十六年度総予算3案は、平成二十五年度補正予算3案とともに、1月24日に衆議院に提出され、同30日に衆参の予算委員会にてそれぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、2月10日から質疑を行い、同28日には、維新と結いが共同提出した3原案に対する修正案の趣旨説明を聴取し、3原案及び修正案について質疑を行った。同日の質疑終局後、み

んな、共産及び生活がそれぞれ提出した編成替動議(3件)の趣旨弁明を聴取し、総予算3原案、前述の動議3件及び修正案に対する討論及び採決を行ったところ、3動議及び修正案をそれぞれ否決し、3原案を可決した。

同日の本会議では、民主が提出した3原案の編成替動議並びに維新及び結いが共同提出した3原案に対する修正案の趣旨弁明がそれぞれあった後、3原案、動議及び修正案に対する討論及び採決を行ったところ、動議及び修正案をそれぞれ否決し、続いて3原案を可決し、同案を参議院に送付した。

参議院では、3月3日及び4日に基本的質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、その後、一般質疑を同5日、6日、7日、11日及び20日に行った(3月5日は安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席。その他の日は財務大臣及び関係大臣出席)。

このほか、集中審議(安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席)を、3月10日(災害復興・エネルギー)、12日(外交・安全保障・公共放送)、14日(経済財政・行政改革・歴史認識)、19日(内政・外交に関する重要事項)及び20日(安倍内閣の基本姿勢)に行った。

また、3月13日に公聴会を行ったほか、同17日及び18日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月20日には、集中審議及び一般質疑に続き、締めくくり質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、質疑を終

局した後、維新が提出した3原案に対する修正案の趣旨説明を聴取し、3原案及び修正案に対する討論及び採決を行ったところ、修正案を否決し、3原案を可決した。

同日の本会議では、討論及び採決の結果、3原案を可決し、平成二十六年度総予算3案は政府原案のとおり成立した。

（3）平成二十三年度及び平成二十四年度決算

平成二十三年度決算外2件は、第181回国会の平成24年11月16日に提出された後、参議院では、第183回国会の平成25年5月24日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、第185回国会の同年11月25日には、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

また、平成二十四年度決算外2件は、第185回国会の平成25年11月19日に提出された後、参議院では、今国会の本年3月28日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、3月31日には、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、平成二十三年度決算外2件及び平成二十四年度決算外2件の審査を一括して行い、4月7日から5月19日まで6回にわたり省庁別審査を、5月26日に准総括質疑を行った。

6月9日には、締めくくり総括質疑を行った後、討論及び採決を行ったところ、平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算はいずれも是認することとし、7項

目について内閣に警告すべきものと決定した。次いで両年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また両年度の国有財産関係2件（国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書）は、いずれも是認すべきものと決定した。なお、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請を行った。

同11日の本会議において、討論及び採決を行ったところ、平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算はいずれも委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。さらに、両年度の国有財産関係2件はいずれも是認することに決した。

なお、3月28日には、平成二十二年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

また、5月26日には、平成二十三年度決算外2件及び平成二十四年度決算外2件と一括して平成二十三年度予備費関係4件、平成二十四年度予備費関係5件及び平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）を審査した後、討論及び採決を行ったところ、予備費関係9件はいずれも承諾を与えるべきものと、平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）は是認すべきものと決した。同28日の本会議においても、予備費関係9件はいずれも承諾することに、平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）は是認することに決した。

3 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出81件、継続4件のうち、82件が成立した（成立率96.5%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出29件のうち、3件が成立した（成立率約10.3%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出46件、継続42件のうち、18件が成立した（成立率約20.5%）。

条約は、今国会提出18件、継続2件の全てが承認された。

なお、今国会で可決された決議案はなかった。

(1) 平成二十六年歳入関連法案

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）及び地方法人税法案（閣法第8号）は2月4日に、地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）は同7日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第7号及び同第8号について、2月14日の本会議にて趣旨説明及び質疑を行った。その後、財務金融委員会と同25日に両案の趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。翌26日には、民主より提出された閣法第7号に対する修正案の趣旨説明を聴取した。同28日、自民が提出した質疑終局の動議を可決した後、両原案及び修正案について討論及び採決を行ったところ、修正案を否決し、両原案をそれぞれ可決した。

また、閣法第10号及び同第11号につい

ては、2月18日の本会議にて趣旨説明及び質疑を行い、同25日、総務委員会で両案の趣旨説明を聴取した。同27日には、両原案及び同日に趣旨説明を聴取した民主提出の閣法第10号に対する修正案への質疑を行った。翌28日、自民が提出した質疑終局の動議を可決した後、両原案及び修正案について討論及び採決を行ったところ、修正案を否決し、両原案をそれぞれ可決した。

2月28日の本会議では、閣法第10号及び同第11号について、討論の後、いずれも可決された。続いて、閣法第7号及び同第8号についても、討論の後、いずれも可決され、上記4法案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第7号及び同第8号について、3月7日の本会議にて趣旨説明及び質疑を行った。その後、財政金融委員会と同13日に両案の趣旨説明を聴取し、17日より質疑を行った。翌18日に質疑を終局し、20日に討論及び採決を行ったところ、両案をいずれも可決した。

また、閣法第10号及び同第11号については、3月12日の本会議にて趣旨説明及び質疑を行い、翌13日、総務委員会で両案の趣旨説明を聴取した。同18日に質疑を行い、20日に討論及び採決を行ったところ、両案をいずれも可決した。

3月20日の本会議では、閣法第7号及び同第8号について、討論の後、いずれも可決された。続いて、閣法第10号及び同第11号について、討論の後、いずれも可決され、上記4法案は成立した。

（２）国家公務員法等改正案

国家公務員制度改革の一環として、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、第185回国会の平成25年11月5日、国家公務員法等の一部を改正する法律案（第185回国会閣法第19号）が衆議院に提出された。

衆議院では、第185回国会の平成25年11月22日に内閣委員会で趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。また、同年12月6日、同委員会は、閉会中審査の申出を決定した（同日、衆議院本会議においても閉会中審査を議決）。

その後、今国会中の本年2月21日、自民、民主及び公明が共同提出した修正案（検討条項の新設等を内容とするもの）の趣旨説明を聴取し、3月12日には、原案及び修正案に対する質疑を行った。同日の質疑終局後、原案及び修正案等について討論及び採決を行ったところ、修正案を可決し、修正議決した。

3月14日の本会議においても、討論及び採決の結果、同法律案を修正議決し、参議院に送付した。

参議院では、4月2日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。翌3日に内閣委員会で趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同10日に質疑を終局し、討論及び採決を行ったところ、衆議院送付案を可決した。

同案は、翌11日の本会議で可決され、成立した。

（３）原子力損害賠償支援機構法改正案

原子力損害賠償支援機構を改組して事故炉の廃炉関係業務を追加すること等により、原子力事業者による廃炉等の適正

かつ着実な実施の確保を図るため、2月28日、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第37号）が衆議院に提出された。

衆議院では、経済産業委員会で4月4日に趣旨説明を聴取し、同9日より質疑を行った。同16日に質疑を終局し、討論及び採決を行ったところ、同案を可決した。

同案は、翌17日の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、経済産業委員会で同22日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。5月13日に質疑を終局し、討論及び採決を行ったところ、同案を可決した。

同案は、翌14日の本会議で可決され、成立した。

（４）道路法等改正案

高速道路の計画的な更新の推進及び都市再生や地域活性化の観点からの高速道路の活用に向けた措置を講ずるため、2月12日、道路法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）が衆議院に提出された。

衆議院では、4月4日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、国土交通委員会で4月16日に趣旨説明を聴取し、同18日より質疑を行った。同23日に質疑を終局し、討論及び採決を行ったところ、同案を可決した。

同案は、同25日の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、国土交通委員会で同20日に趣旨説明を聴

取し、同日より質疑を行った。同27日に質疑を終局し、討論及び採決を行ったところ、同案を可決した。

同案は、翌28日の本会議で可決され、成立した。

(5) 国民年金法等改正案

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）は、2月14日に衆議院に提出された。

衆議院では、5月16日に厚生労働委員会で趣旨説明を聴取し、同21日より質疑を行った。同23日の質疑終局後、共産より提出された修正案の趣旨説明を聴取し、採決を行ったところ、修正案を否決し、原案を可決した。

同案は、同27日の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月28日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。翌29日、厚生労働委員会で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、6月3日に採決を行い、同案を可決した。

同案は、翌4日の本会議で可決され、成立した。

(6) 不当景品類・不当表示防止法等改正案

国及び都道府県の不当表示等に対する監視指導態勢等の強化や事業者に対する表示等に係る適正な管理体制の整備の義務付け等を目的として、3月11日、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（閣法第54号）が衆議院に提出された。

衆議院では、3月28日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、

消費者問題に関する特別委員会で4月3日に趣旨説明を聴取し、同10日より質疑を行った。5月8日に質疑を終局し、採決を行ったところ、同案を可決した。

同案は、翌9日の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、消費者問題に関する特別委員会で同21日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。6月4日に質疑を終局し、採決を行ったところ、同案を可決した。

同案は、同6日の本会議で可決され、成立した。

(7) 独立行政法人通則法等改正案

独立行政法人の業務運営の改善に向け、法人の分類に即した目標管理の仕組みの導入、監事の機能強化及び主務大臣による事後的な是正措置の導入等の措置を講ずるため、4月15日、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（閣法第77号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第78号）が衆議院に提出された。

衆議院では、4月22日の本会議で両案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、5月9日に内閣委員会で趣旨説明を聴取し、同16日より質疑を行った。同21日には、内閣委員会、総務委員会連合審査会において質疑を行った。同23日の内閣委員会で質疑終局後、自民、民主、公明及びみんなが共同提出した閣法第77号に対する修正案（独立行政法人の長又は監事の任命に際し、必要に応じ、公募の活用に努めること等を定める内容）及

び閣法第78号に対する修正案（日本司法支援センター及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長又は監事の任命に際し、必要に応じ、公募の活用に努めること等を定める内容）の趣旨説明を聴取し、両原案及び両修正案について討論及び採決を行ったところ、いずれの法律案についても、修正案を可決し、修正議決した。

同27日の本会議においても、両法律案を修正議決し、参議院に送付した。

参議院では、5月28日の本会議で両衆議院送付案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。翌29日に内閣委員会で両案の趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。6月5日に質疑を終局し、討論及び採決を行ったところ、両案をいずれも可決した。

両案は、翌6日の本会議でいずれも可決され、成立した。

（８）行政不服審査法関連３法案

行政不服申立制度の公正性及び利便性の向上等を図る等の観点から、同制度の抜本的な見直し等を行うことを目的として、3月14日、行政不服審査法案（閣法第70号）、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第71号）及び行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第72号）が衆議院に提出された。

衆議院では、4月24日に総務委員会で3案の趣旨説明を聴取し、5月8日より質疑を行い、同15日に質疑を終局した。同20日、自民、民主、維新、公明及びみんなが共同提出した閣法第70号に対する修正案（施行後5年経過時に法律の施行状況を検討し、必要に応じて所要の措置

を講ずる旨の規定を追加する内容）の趣旨説明を聴取し、3原案及び修正案について討論及び採決を行ったところ、修正案を可決し、閣法第70号を修正議決した。また、閣法第71号及び同第72号をいずれも可決した。

同22日の本会議においても、閣法第70号を修正議決し、閣法第71号及び同第72号をいずれも可決し、参議院に送付した。

参議院では、5月30日の本会議で衆議院送付3案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。6月3日に総務委員会で3案の趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同5日に質疑を終局し、討論及び採決を行ったところ、3案をいずれも可決した。

3案は、翌6日の本会議でいずれも可決され、成立した。

（９）電気事業法等改正案

電気の小売業への参入の全面自由化を平成28年を目途に実施するために必要な措置を講ずるため、電気事業法等の一部を改正する法律案（閣法第44号）が、2月28日に衆議院に提出された。

衆議院では、4月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、経済産業委員会において、4月23日に趣旨説明を聴取し、同25日より質疑を行った。5月16日の質疑終局後、維新及び結い共同提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論及び採決を行ったところ、修正案を否決し、原案を可決した。

同20日の本会議においても、討論及び採決の結果、同案を可決し、参議院に送付した。

参議院では、5月30日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、経済産業委員会において、6月3日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。6月10日の質疑終局後、討論及び採決を行ったところ、同案を可決した。

同案は、翌11日の本会議で可決され、成立した。

(10) 憲法改正手続法改正案

選挙権年齢等の18歳への引下げ、公務員の政治的行為の制限に係る法整備及び国民投票の対象拡大に係る措置を講じることにより憲法改正の手続を整備するため、4月8日、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）が衆議院に提出された。

衆議院では、4月10日に憲法審査会で趣旨説明を聴取し、同17日より質疑を行った。5月8日に質疑を終局し、討論及び採決を行ったところ、同案を可決した。

翌9日の本会議においても、討論及び採決の結果、同案を可決し、参議院に送付した。

参議院では、5月14日に憲法審査会で趣旨説明を聴取し、同21日より質疑を行った。6月11日に質疑を終局し、討論及び採決を行ったところ、同案を可決した。

同13日の本会議においても、討論及び採決の結果、同案は可決され、成立した。

(11) 農業担い手経営安定法案及び農業多面的機能発揮促進法案

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（閣法第50号）は、いずれも3月

7日に衆議院に提出された。

衆議院では、3月27日の本会議で両案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、農林水産委員会で、4月1日に両案の趣旨説明を聴取し、翌2日より質疑を行った。同23日の質疑終局後、自民、維新及び公明が共同提出した閣法第49号に対する修正案（附則に、この法律の施行後3年を目途として、農産物に係る収入保険制度の検討等を行う旨の規定を追加するもの）の趣旨説明を聴取し、両原案及び修正案等について討論及び採決を行ったところ、閣法第49号について、上記の修正案を可決し、修正議決したほか、閣法第50号を可決した。

同25日の本会議においても、討論及び採決の結果、閣法第49号を修正議決し、また、閣法第50号を可決し、参議院に送付した。

参議院では、5月14日の本会議で両衆議院送付案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。翌15日に農林水産委員会で両案の趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。6月12日に質疑を終局し、討論及び採決を行ったところ、両案を可決した。

両案は、翌13日の本会議で討論及び採決の結果、可決され、成立した。

(12) 地方教育行政法改正案

地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築及び地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、4月4日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第76号）が衆議院に提出された。

衆議院では、4月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、4月16日に文部科学委員会で趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。5月16日の質疑終局後、みんなが提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案等について討論及び採決を行ったところ、修正案を否決し、原案を可決した。

同20日の本会議においても、討論及び採決の結果、同案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月23日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同27日に文教科学委員会で趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。6月12日の質疑終局後、みんなが提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論及び採決を行ったところ、修正案を否決し、原案を可決した。

同案は、翌13日の本会議で討論及び採決の結果、可決され、成立した。

(13) 地域医療・介護総合確保推進法案

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第23号）が、2月12日に衆議院に提出された。

衆議院では、4月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、厚生労働委員会において、4月18日に趣旨説明を聴取し、同23日より質疑を行った。5月14日、自民が提出した質疑終局の動議を可決した後、維新が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論及び採決を行ったところ、修正案を否決し、原案を可決した。

翌15日の本会議においても、討論及び

採決の結果、同案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月2日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。翌3日に厚生労働委員会で趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。6月17日、質疑終局を採決にて決した後、討論及び採決を行ったところ、同案を可決した。

同案は、翌18日の本会議で討論及び採決の結果、可決され、成立した。

(14) 国会法等改正案等

各議院にそれぞれ情報監視審査会を設置するなど、国会が、特定秘密の保護に関する法律に定める「特定秘密」の提出を受ける際の保護措置を講ずるため、国会法等の一部を改正する法律案（衆第27号）が、5月30日に衆議院に提出された。

衆議院では、6月10日に議院運営委員会で同案の趣旨説明を聴取し、翌11日より質疑を行った。同12日の質疑終局後、討論及び採決を行ったところ、同案を可決した。

翌13日の本会議においても、討論及び採決の結果、同案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月19日に議院運営委員会で同案の趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。翌20日、自民が提出した質疑終局の動議を可決した後、採決を行ったところ、同案を可決した。

同案は、同日の本会議で討論及び採決の結果、可決され、成立した。

なお、同案に関連して、参議院規則の一部を改正する規則案（規則第3号）及び参議院情報監視審査会規程案（規程第2号）も成立した（衆議院においても、

同様の規則案及び規程案が成立した。)

4 調査会

国の統治機構に関する調査会及び国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会は、いずれも6月11日に1年目における調査を取りまとめた調査報

告書(中間報告)を議長に提出し、同13日の本会議で各調査会長が報告を行った。

5 その他

(1) 国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、15機関43名であり、全て両議院の同意を得た。

人事官候補者に対しては、両院の議院運営委員長間で合意した国会同意人事の扱いに基づき、各院の議院運営委員会において所信聴取等が行われた。

(2) 党首討論

国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)が6月11日に開会され、海江田万里民主党代表、石原慎太郎日本維新の会代表及び浅尾慶一郎みんなの党代表と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(3) 憲法審査会

2月26日、憲法の役割、在り方等について、委員間の意見交換を行った。

5月14日には、衆議院より送付された、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)の趣旨説明を聴取し、同21日より質疑を行った。6月11日に同案の質疑を終局し、討論及び採決を行ったところ、可決した(同案の審議経過は、3(10)参照)。

(4) 選挙制度改革検討会等

選挙制度協議会(平成25年9月の参議院各会派代表者懇談会の合意に基づき発足した「選挙制度改革に関する検討会」の下に設置された各会派の協議会)は、設置以来、選挙制度改革等について協議等を行っており、第186回国会中は、1月31日に平成25年参議院議員定数訴訟高裁判決の概要について説明を聴取したほか、2月7日以降8回にわたり、参考人からの意見聴取及び協議を行った。

4月25日には、選挙制度改革について、座長案が示され、各会派は持ち帰り検討することとなった。

5月30日には、各会派より上記座長案に対する検討結果を聴取した。